

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	鳥取市 精神障害者保健福祉手帳の発行等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は精神障害者保健福祉手帳の発行等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

※鳥取市が中核市に移行(平成30年4月1日～)に伴い、知事が行うべき事務につき、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)別表第5の4の項及び第5の5の項の規定等による精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を鳥取県から受任(鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域を含む。)し、行うこととされた。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の発行等に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障がいの状態にあると認められた者に対する精神障害者保健福祉手帳を発行し、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を作成する等の発行に関連する事務を行う。 ・精神障害者保健福祉手帳申請書の審査及び申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届の審査及び届出に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳障害等級変更申請書の審査及び申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者手帳発行・管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一《項番》14項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)《項番》10.14.16.20.27.28.31.54.55.56の2.57.79.85の2.106.108.116 (別表第二における情報照会の根拠)《項番》25 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鳥取市 健康こども部 鳥取市保健所障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒680-8571 鳥取市富安2丁目104番地2 鳥取市保健所障がい者支援課 TEL0857-22-5647

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	未定	障がい者支援課長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 総務部総務課 情報公関係 電話 0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	—	(新規追加項目)	事後	
令和1年9月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	鳥取市は身体障害者手帳の発行等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	鳥取市は精神障害者保健福祉手帳の発行等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	語句の修正
令和1年9月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言／特記事項	—	※鳥取市が中核市に移行(平成30年4月1日～)に伴い、知事が行うべき事務につき、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)別表第504の項及び第505の項の規定等による精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を鳥取県から受任(鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域を含む。)し、行うこととされた。	事後	追加記載
令和1年9月9日	I. 関連情報／2. 特定個人情報ファイル名	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)身体障害者手帳情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	事後	語句の修正
令和1年9月9日	I. 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)《項番》10.14.16.20.27.28.31.54.55.56の2.57.79.85の2.106.108.116(別表第二における情報照会の根拠)《項番》なし 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報照会の根拠) 第18条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)《項番》10.14.16.20.27.28.31.54.55.56の2.57.79.85の2.106.108.116(別表第二における情報照会の根拠)《項番》25 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報照会の根拠) 第18条	事前	情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会事務を新たに追加するため
令和1年9月9日	IV. リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	—	事前	情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会事務を新たに追加するため
令和1年9月9日	IV. リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会事務を新たに追加するため
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更